

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための警戒段階別方針 (BCP; Business Continuity Plan) 教職員用0504版

●R3年5月4日 レベル【 5 】

判断基準 1. 学内関係者の発生がない時期は、【B 宮崎県/全国の状況】をもとにレベルを判断する。 2. 学内関係者の発生または濃厚接触者がいる場合は、【A 学内状況】をもとにレベルを確認し、1.で判断した【B宮崎県/全国の状況】を合わせて総合判断する。			研究活動	大学運営							その他					
レベル	A:学内状況	B 宮崎県/全国の状況		教職員	教職員の勤務形態	会議等 (学外からの参加者含)	大学主催の 研修・イベント等 センター事業等	図書館	施設貸出 講堂・体育館等	入試関連 学部・別科・ 大学院・認定	教職員の業務に伴う 県内移動 (出張、兼業等) 県内の学外講師の 来学含む		教職員の県外との往来 (教職員の出張、兼業、 私的訪問等)	教職員の同居家族の離県や 県外にいる家族・親族・友人 等との接触	学外者(業者等)への対応	
	学生及び教職員 ・感染者 ・濃厚接触者 ・クラスター	※宮崎県かつ全国の要件を満たす 宮崎県 全国 緑:感染未確認圏域 黄:感染確認圏域 オレンジ:感染警戒区域 赤:感染急増圏域									(都道府県ごとの公表資料をもとに判断)	※実習を担当する教員は、実習施設の実習要件を遵守する				
0	<input type="checkbox"/> 平常時	<input type="checkbox"/> 感染症の発生なし	<input type="checkbox"/> 感染症の発生なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> レベル0 (持続的な警戒) 全ての圏域が感染未確認圏域 (緑)	<input type="checkbox"/> 感染者数が増加する 地域がある	通常通り	感染対策を実施し、通常勤務							新しい生活様式を遵守して通常通り	新しい生活様式を遵守して通常通り	新しい生活様式を遵守して通常通り	新しい生活様式を遵守して通常通り	新しい生活様式を遵守して通常通り
2	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> レベル1(警報) 感染確認圏域(黄)が1~3圏域	<input type="checkbox"/> 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)あり	感染対策のうえ、学内活動のみ。	感染対策を実施し、通常勤務 ※離県後の在宅勤務については、事前に申請が必要。	感染対策のうえ実施 学外からの参加者は、健康観察及び行動履歴の提出を求める。	感染対策を遵守し研修およびイベント開催。 学外からの参加者は、健康観察及び行動履歴の提出を求める。 学外におけるイベント・研修等は、会場における感染対策を実施していることを確認し、開催。	学内関係者は通常通り貸出、利用可 配席数は感染対策を実施 学外者への貸出は予約制	一部制限あり ※事務局からの連絡参照		感染対策を行い、入試を実施 ・感染確認圏域(黄)への往来は十分に注意を要する。 ・学外講師が来校する場合は、体調・行動履歴の提出を求める。これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする。 ・休み時間の換気を必ず実施 ・受験生同士の会話をできるだけ控えてもらう	・感染確認圏域(黄)への往来は十分に注意を要する。 ・学外講師が来校する場合は、体調・行動履歴の提出を求める。これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする。 ・学外講師が来校する場合は、体調・行動履歴の提出を求める。これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする。	離県する場合は、離県届を提出する。 感染が拡大している地域及び感染流行地域への往来は、事前に学長又は事務局長の許可が必要。帰県した翌日から2週間の在宅勤務。 ※感染が拡大している地域及び感染流行地域を經由して他県へ移動する場合のうち、空港乗り継ぎの場合(航空機のみ)及び家族等による送迎の場合は 2週間の在宅勤務の対象としない。 ワクチン接種済みの場合、離県後の自宅待機は不要。	・感染が拡大している地域及び感染流行地域からの来県者(家族・友人等)との接触は、3密を避けるように注意する。特に大人数での会食は控える。 ・同居家族が感染が拡大している地域及び感染流行地域へ離県する場合は、帰宅後の2週間はできるだけ3密を避けるように注意する。 ・家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど) (不安や気になる場合は、感染症対策検討専門部会に相談)	感染が拡大している地域及び感染流行地域からの学外者は、来学の自粛を要請。(ワクチン接種済みの場合、来学可能)	感染が拡大している地域及び感染流行地域からの学外者は、来学の自粛を要請。(ワクチン接種済みの場合、来学可能)
3	<input type="checkbox"/> 感染者なし <input type="checkbox"/> 学内関係者に濃厚接触者はいるが、学内での感染拡大リスクなし	<input type="checkbox"/> レベル2 (特別警報) ・感染確認圏域(黄)が4圏域以上 ・感染警戒区域(オレンジ)が1圏域以上 ・感染急増圏域(赤)が1圏域以上	<input type="checkbox"/> 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)あり 又は <input type="checkbox"/> 一部の地域(他県)に緊急事態宣言発令中(各都道府県独自)である。もしくは 特定警戒都道府県指定の地域あり	他県との往来制限に準じて実施可能		大学機能を維持する会議のみ対面実施。 その他の会議はオンライン会議。	対面による学内研修は、学内教職員対象のみ可能。 オンラインによる学外研修は可能。 対面による学外研修は、原則中止。	学内関係者 利用時間 平日 20時まで 土曜日 17時まで 日曜日 不可 学外者は利用不可		・受験できない者 ・発熱・咳等の症状がある者 ・COVID-19に罹患し、試験日までに治癒していない者 ・試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者	・感染確認圏域(黄)、感染警戒区域(オレンジ)、感染急増圏域(赤)への往来は十分に注意を要する。 ・学外講師が来校する場合は、体調・行動履歴の提出を求める。これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする。	・離県は原則自粛 ・特定警戒都道府県及び感染が拡大している地域への往来は禁止 ・やむをえず離県する場合は、離県届を提出する。 ※やむをえず特定警戒都道府県、感染が拡大している地域及び感染流行地域へ往来した場合は、事前に学長又は事務局長の許可が必要。帰県した翌日から2週間の在宅勤務。 ワクチン接種済みの場合、離県後の自宅待機は不要。	・学外者は来学の禁止 ・出入り業者には、従業員の健康管理の徹底を要請(ワクチン接種済みの場合、来学可能)	・学外者の入構前の受付対応は事務局に一元化 ・来学前に健康観察及び行動履歴の提出を要請 ・感染流行地域からの学外者は、来学の自粛を要請 ・特定警戒都道府県及び感染が拡大している地域からの学外者は来学の禁止 ・出入り業者には、従業員の健康管理の徹底を要請(ワクチン接種済みの場合、来学可能)		
4	<input type="checkbox"/> 感染者あり <input type="checkbox"/> 学生または教職員に上記感染者との濃厚接触者はおらず、学内での感染拡大リスクなし	<input type="checkbox"/> レベル3 (感染拡大緊急警報) ・感染急増圏域(赤)が1~2圏域以上 ・県が国指標(6つの指標)ステージ3相当と判断	<input type="checkbox"/> 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)・特定警戒都道府県の指定(宮崎県含)の地域あり		〈教員〉 申請があれば、学長が在宅勤務を許可 〈職員〉 感染対策を実施し通常勤務	教育活動または業務のための、通勤は可能。 在宅から遠隔授業や業務遂行が可能であれば在宅勤務が可能。 各自の業務内容に合わせて、上司(部門長または領域長等)と協議のうえ決定する。	対面での開催は学内外すべて中止 (オンライン開催は可能)	学内関係者 利用時間 平日 17時まで 土日祝日 利用不可 学外者は利用不可		入試実施体制を ①確保できる場合 ・上段同様の感染対策を行い、入試を実施 ②確保できない場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う) ★クラスター発生の場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う)	・本学教員が非常勤講師等のために学外業務に従事する場合は、オンライン講義(会議)を相談する。兼業先の条件でオンラインが難しい場合は、感染者の講義を担当していない場合に限り、面接授業(対面会議)を可能とする。 ・学外講師が、遠隔授業を実施するために来学し教室を使用することは可能。ただし体調・行動履歴の提出を求める。これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする。	原則禁止 ※宮崎県に緊急事態宣言発令中の場合は、出張を含め県内の移動は自粛する。 ・やむをえず離県する場合は、離県届を提出する。 ・やむをえず特定警戒都道府県、感染が拡大している地域及び感染流行地域へ往来する場合は、事前に学長又は事務局長の許可が必要。帰県した翌日から2週間の在宅勤務。 ワクチン接種済みの場合、離県後の自宅待機は不要。	原則禁止 ※やむを得ず県外在住の人と接触した場合は、上司へ報告し、健康観察を強化する。 学内で感染が発生している場合は、接触した人に健康観察を行うように伝える。	※但し、立入可は次の通りとし、事務局での受付後、入館を許可 ・感染症対応の関係者(保健所、消毒等を行う業者等) ・警備・清掃等で大学機能維持に必要な業者(施設維持管理等保守業者など)		
5	<input type="checkbox"/> 感染者あり <input type="checkbox"/> 学生または教職員に上記感染者の濃厚接触者がおり、学内での感染拡大リスクあり	<input type="checkbox"/> レベル4 県独自(緊急事態宣言)全圏域において ・感染急増圏域(赤)が1~2圏域以上 ・県が国指標(6つの指標)ステージ4相当と判断	<input type="checkbox"/> 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)・特定警戒都道府県の指定(宮崎県含)の地域あり	研究活動の維持のために、学内での研究が必要であれば通勤可能。	原則、在宅勤務 研究活動の最低限の維持のため、対策本部の許可を得た場合に限り、一時的に可能とする。	在宅勤務 ※但し、立入可は次の通り 〈教員〉 右記の会議等で本部長から指示があった者 〈事務職員〉 ・大学機能の最低限の維持のため、本部長の指示があった者 ・警備員代替として、勤務する職員 ・構内で感染者が発生した場合の、消毒作業等への立ち会い及び代替勤務場所の確保や人員体制の見直しを行う者	対面での開催は学内外すべて中止 (オンライン開催は可能)	学内関係者 利用時間 平日 17時まで 土日祝日 利用不可 学外者は利用不可	原則禁止	入試実施体制を ①確保できる場合 ・上段同様の感染対策を行い、入試を実施 ②確保できない場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う) ★クラスター発生の場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う)	原則禁止 ※宮崎県に緊急事態宣言発令中の場合は、出張を含め県内の移動は自粛する。 ・やむをえず離県する場合は、離県届を提出する。 ・やむをえず特定警戒都道府県、感染が拡大している地域及び感染流行地域へ往来する場合は、事前に学長又は事務局長の許可が必要。帰県した翌日から2週間の在宅勤務。 ワクチン接種済みの場合、離県後の自宅待機は不要。	原則禁止 ※やむを得ず県外在住の人と接触した場合は、上司へ報告し、健康観察を強化する。 学内で感染が発生している場合は、接触した人に健康観察を行うように伝える。	※但し、立入可は次の通りとし、事務局での受付後、入館を許可 ・感染症対応の関係者(保健所、消毒等を行う業者等) ・警備・清掃等で大学機能維持に必要な業者(施設維持管理等保守業者など)			
6	<input type="checkbox"/> 感染者あり(複数) <input type="checkbox"/> 学生または教職員に上記感染者の濃厚接触者が複数おり、学内での感染拡大のリスクあり	<input type="checkbox"/> 全国に緊急事態宣言発令中	<input type="checkbox"/> 全国に緊急事態宣言発令中	原則、在宅勤務 研究活動の最低限の維持のため、対策本部の許可を得た場合に限り、一時的に可能とする。	在宅勤務 ※但し、立入可は次の通り 〈教員〉 右記の会議等で本部長から指示があった者 〈事務職員〉 ・大学機能の最低限の維持のため、本部長の指示があった者 ・警備員代替として、勤務する職員 ・構内で感染者が発生した場合の、消毒作業等への立ち会い及び代替勤務場所の確保や人員体制の見直しを行う者	大学機能を維持する自宅配信可能な会議のみ許可	対面での開催は学内外すべて中止 (オンライン開催は可能)	学内関係者 利用時間 平日 17時まで 土日祝日 利用不可 学外者は利用不可	原則禁止	入試実施体制を ①確保できる場合 ・上段同様の感染対策を行い、入試を実施 ②確保できない場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う) ★クラスター発生の場合 入試を2週間延期(共通テストは、大学入試センターの指示に従う)	原則禁止 ※宮崎県に緊急事態宣言発令中の場合は、出張を含め県内の移動は自粛する。 ・やむをえず離県する場合は、離県届を提出する。 ・やむをえず特定警戒都道府県、感染が拡大している地域及び感染流行地域へ往来する場合は、事前に学長又は事務局長の許可が必要。帰県した翌日から2週間の在宅勤務。 ワクチン接種済みの場合、離県後の自宅待機は不要。	原則禁止 ※やむを得ず県外在住の人と接触した場合は、上司へ報告し、健康観察を強化する。 学内で感染が発生している場合は、接触した人に健康観察を行うように伝える。	※但し、立入可は次の通りとし、事務局での受付後、入館を許可 ・感染症対応の関係者(保健所、消毒等を行う業者等) ・警備・清掃等で大学機能維持に必要な業者(施設維持管理等保守業者など)			